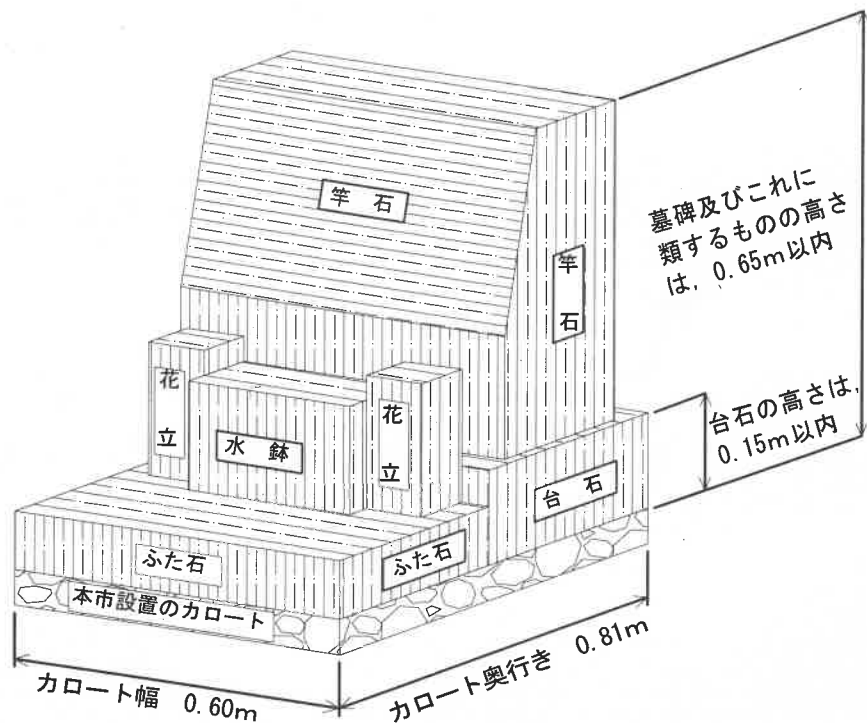


芝生墓所の使用者となられる皆様へ

使用面積 本市設置のカロート（幅0.60m×奥行0.81m）の範囲



※台石・ふた石の幅及び奥行きについては、
施工誤差を-1cm以内とします。
(+の誤差は認められません)

注意事項

- 供物やゴミ等は、必ずお持ち帰りください。
- 芝生墓所には、香炉・燭台等の火気使用を目的とした設備は設置できません。ご焼香等は本市設置の焼香台でお願いします。
- 芝生での火気の使用や花竹等の刺込みはお断りします。
- 塔婆立ては設置できません。塔婆は、本市設置の塔婆立てをご利用願います。
- 花水は飲めません。
- 午後4時30分に閉門します。ご協力願います。

芝生墓所における墓碑等の建立にあたっては、仙台市霊園条例施行規則により下記の制限を設けております。

墓所の施設等の制限（仙台市霊園条例施行規則第5条第2項）

- 一 墓碑及びこれに類するものの高さは、カロート天端から0.65メートル以内とすること
- 二 台石及びふた石（高さがカロート天端から0.15メートル以内であるものに限る。）は、カロートの上に設置し、かつ、カロートの幅及び奥行きと一致させなければならない
- 三 カロートの範囲を超えて、墓誌等を設置し、又は植栽をしてはならない
- 四 塔婆立てを設置してはならない
- 五 墓碑、水鉢及び花立ては、市長が指定する位置に設置しなければならない

使用者の遵守事項（仙台市霊園条例施行規則第5条の2）

- 一 芝生墓所においては、焼香台以外で線香を使用しないこと

※墓碑等の建立、納骨等にあたっては、手続きが必要になります。
詳細は、墓園使用ガイドをご参照ください。

お問い合わせ先

仙台市健康福祉局保健管理課 電話：022-214-8204
仙台市いずみ墓園管理事務所 電話：022-379-7252